

市街化区域農地に対する固定資産税の負担軽減に関する意見書

都市の農地は、都市住民に新鮮で安心・安全な農産物を供給する機能のみならず、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成など、多面的な機能を担っている。

国は、平成28年5月に策定した都市農業振興基本計画において、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置づけを「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉える必要があるとした。

しかしながら、市街化区域農地は、固定資産税の算定に当たって、宅地並みの評価をされることから、一般農地に比べて税額が高額となり、農業者にとって大きな負担となっている。

負担軽減のため、住宅用地と同様に、課税標準の特例措置が講じられているが、小規模住宅用地の課税標準が6分の1に軽減されるのに対し、市街化区域農地は3分の1にとどまっており、農業を続けるよりも住宅を建てたほうが税負担が小さくなることから、負担に苦しむ農業者が農地をアパート経営等の別事業に転用するといった事態が生じている。

都市農地を保全し、都市農業の振興を図るためには、農地を維持するために負っている農業者の負担をより一層軽減することが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、市街化区域農地に対する固定資産税について、小規模住宅用地と同様に課税標準を6分の1に軽減する特例措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 宛(各通)